

議 答 申 個 第 5 7 号

令 和 4 年 3 月 2 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 吉 川 正 史

防犯カメラを運用することに伴う個人情報の本人外収集について（答申）

令和4年1月31日付け生み第131号で諮問のあった事項について、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

答 申

| | |
|--------------------|---|
| <p>審議案件</p> | <p>防犯カメラを運用することに伴う個人情報の本人外収集について</p> |
| <p>審議会の意見</p> | <p>実施機関から諮問のあった本人外収集については、適当なものと認めるが、次のことに配慮されたい。 防犯カメラの運用に当たっては、データの管理は厳重に行うとともに、防犯カメラの管理運用に関する要綱に、法令の規定に基づき捜査機関等に外部提供する場合以外は、データの複製・持ち出しができないよう明記すること。</p> |
| <p>審議内容</p> | <p>生駒山麓公園の指定管理者の受付スタッフ等への一部施設利用者による恫喝行為の抑止力及び施設利用制限に係る証拠のために、防犯カメラを設置することにより、対象者だけでなく、他の来園者の個人の容姿と音声が記録・保存されることから、本人の同意なく個人情報を収集すること、保存されたデータを犯罪及び事件に係る捜査や法令に基づく場合に限り外部提供することについて、生駒市個人情報保護条例第7条の規定により本審議会に諮問されたものである。 本審議会は、防犯カメラを設置することについては、設置の目的に照らして適正及び円滑な業務運営・管理にあたるものの、防犯カメラのデータの外部提供については、目的の範囲に限定する必要があると認められることから、上記のとおり意見をとりまとめた。</p> |
| <p>審議日</p> | <p>令和4年2月22日</p> |
| <p>収集する個人情報の項目</p> | <p>個人の容姿の動画及び音声</p> |
| <p>所管課</p> | <p>都市整備部 みどり公園課</p> |